

議案第17号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田 秀 光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正前	改正後
<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>	<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>
<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>	<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>
<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>	<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>
<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>	<p>〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇 〇〇〇〇.〇〇</p>

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区 分	報 酬 の 額	内国旅行の旅費		区 分	報 酬 の 額	内国旅行の旅費	
		在勤地以外	在勤地内			在勤地以外	在勤地内
監 査 委 員	議会の議員のうちから 選任された委員 月額 32,000円 識見を有する者のうち から選任された委員 月額 48,000円			監 査 委 員	議会の議員のうちから 選任された委員 月額 34,000円 識見を有する者のうち から選任された委員 月額 51,000円		
教 育 委 員	委員長 月額 53,000円 委員長職務代理者 月額 39,000円 委員 月額 36,000円			教 育 委 員	委員長 月額 56,000円 委員長職務代理者 月額 41,000円 委員 月額 38,000円	三朝町特別職 の職員で常勤 のもの給与 及び旅費に関 する条例（昭 和45年三朝町 条例第5号） に規定する旅 費	車賃の実費 額及び日当 1日につき 1,300円の 旅費
農 業 委 員	会長 月額 53,000円 会長職務代理者 月額 39,000円 委員 月額 36,000円		農 業 委 員	会長 月額 56,000円 会長職務代理者 月額 41,000円 委員 月額 38,000円			
選 挙 管 理 委 員	委員長 日額 7,800円 委員 日額 6,000円	三朝町特別職 の職員で常勤 のもの給与 及び旅費に関 する条例（昭 和45年三朝町 条例第5号） に規定する旅		選 挙 管 理 委 員	委員長 日額 8,300円 委員 日額 6,400円		
略	略	車賃の実費		略	略		

又 れ づ 令 め た 機 委 の れ す 成 員 の そ こ 類 構 成 に 関 する 費 用 は 法 律 に 基 づ き 政 令 に 基 づ き 規 定 さ れ て お り ま す	日額	5,000円	同 上	車賃の実費額
	日額	5,000円		
	月額	22,000円		
	年額	48,000円		
地区公民館長	月額	22,000円	同 上	同 上
体育指導委員	年額	48,000円		
人権推進員	月額	160,000円		
略	略			
又 れ づ 令 め た 機 委 の れ す 成 員 の そ こ 類 構 成 に 関 する 費 用 は 法 律 に 基 づ き 政 令 に 基 づ き 規 定 さ れ て お り ま す	日額	5,300円	同 上	車賃の実費額
	日額	5,300円		
	月額	22,800円		
	年額	51,000円		
地区公民館長	月額	22,800円	同 上	同 上
体育指導委員	年額	51,000円		
人権推進員	月額	171,000円		
略	略			

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表内国旅行の旅費の欄の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

職 種	職 位	額	備 考	職 種	職 位	額	備 考
下 部	主任	190,000円	元主任(金)	下 部	主任	117,000円	元主任(金)
	主幹	42,000円	元主幹(金) 元主任(金)の 元主幹(金)に 元主幹(金)に 元主幹(金)に		主幹	21,000円	元主幹(金)
	副主幹	33,000円			副主幹	33,000円	
	主幹(兼)	3,000円			主幹(兼)	3,000円	
上 部	主任	190,000円		上 部	主任	117,000円	
	主幹	42,000円			主幹	21,000円	
	副主幹	33,000円			副主幹	33,000円	
	主幹(兼)	3,000円			主幹(兼)	3,000円	